

トピック：

- 「人間が作った」人工知能、今では発明家を夢見る
- 韓国内製薬、ベムリディ特許紛争1審勝訴に3年かかった理由

3月は、人工知能（AI）によってなされたとされる発明に対する韓国特許庁の現在の考え方に関する記事を紹介する。最近話題になったオーストラリア特許庁が認めたAIによってなされたとされる発明に関する韓国特許庁の見解も分かる。

### ● 「人間が作った」人工知能、今では発明家を夢見る

27日付アイニュースによると、韓国特許庁が、23日に発表した報告書「人工知能（AI）と知的財産白書」によると、AIの発明は、AI技術そのものに対する発明である「AIコア発明」、AIを問題解決の手段として利用した「AI応用発明」、AIが発明過程に積極的に介入したり、独自に遂行した「AIによる発明」などに分類される。コア・応用発明は特許法で保護できるが、AIによる発明は、現在議論の余地がある。

AIを発明者として認定できるかどうかと、もし発明者と認定した場合、特許権は誰に帰属するかが焦点になる。特許法第2条では、「自然法則を利用した技術的思想の創作として極めて高く優れたもの」を発明として定義している。また、同法33条によると、「発明をした者」とは、発明行為をした者をいい、発明者あるいは承継人は、特許を受けることができる権利を有する。

韓国内をはじめ、現在ほとんどの国の特許法では、AI自体を発明者と認めていない。国際産業財産権保護協会（AIPPI）も2020年総会でこのような内容を骨子とした決議案を発表している。プログラムの一種であるAIは「自然人」ではないので発明者になれないというのが一般的な結論である。韓国著作権法第2条によると、著作物とは人間の思想・感情を表現した創作物を意味し、著作者は著作物を創作した者と定義される。2020年の特許裁判所の判例は、「創作行為に現実として加担した自然人」を発明者として判断している。

韓国特許庁は、報告書を通じて、「実際にAIが発明したものなのかあるいは人間が設定した枠組みの中で結果物だけを作ったものなのかについても論争がある」とし、「まだAIが自ら発明した程度の水準ではないというのが大部分の専門家の意見」と説明した。続いて、「AI発明者を権利者と認めるかどうかは十分な検討が必要で、民法改正を通じてAIに法人格を認める場合にのみ可能だ」と伝えた。

米国のスティーブン・テイラー（Stephan Thaler）博士は、自分が開発した人工知能（AI）が飲食容器を自ら発明したと主張し、論争に火をつけた。テイラー博士は、自分が開発したAI「ダブース（DABUS）」が飲食容器などを自ら発明したと主張し、世界16カ国に特許を申請した。テイラー博士は、「ダブースはフラクタル構造の飲食容器と点滅パターンの2つのランプを人間の介入なしに開発した」と主張した。博士は、ダブースが一般的な発明知識を学習した後、独自の創作し、開発者も知らない全く異なる性格の2つの製品を開発したことを理由に挙げた。

韓国を含め、米国や英国、欧州の特許庁は、現行の特許法上、自然人である人間だけが発明者になりうるという理由で、AIを発明者と記載したテイラー博士の特許申請を拒絶した。韓国特許庁は、ダブースの特許文献に、AIがどのように発明をするのかに対する具体的な内容がない点と外部検証の不在などを理由に、ダブースを「実際に発明できるAI」とは認め難いと判断した。韓国特許庁は、「ダブースのニューロン集合体でニューロンチェーンが作られても、ニューロンチェーンからどのように発明品が作られるのかについての説明はない」と判断した。ダブースは、人間の脳を模倣したニューロン集合体と視床を模した視床ロボットで構成されている。

多くの国ではテイラー博士の特許申請を拒絶したが、昨年7月、南アフリカ共和国とオーストラリアでは異なる結果が出た。まず、南アフリカ特許庁は、飲食容器関連のダブース出願について世界で初めて特許を付与した。南ア共特許法には、発明者が自然人という規定と判例がないという点が功を奏したと解釈される。これに対し韓国特許庁は、「南アフリカの特許は発明者適格性などの実体審査なしに方式審査だけを経て登録されたもので、AI発明者を公式に認めると見るのは難しい」と分析した。オーストラリア連邦裁判所は、世界で初めてAIを発明者と認める判決を下した。特許法上、発明者を表す「インベーター」は意味によって「発明する物」とも解釈可能な点と、「発明者は必ず人間でなければならない」という条項はないと判断した。ただ、特許権はAI所有者のテイラー博士に帰属したと見ている。現在、控訴審が行われており、他の国の裁判所でも当該事件が係争中だ。

韓国特許庁も昨年8月に産業界・学界・法曹界の専門家で構成された「AI発明専門家協議体」を発足させ、韓国内外の動向を注視している。先月の「AI発明に対する法的保護案研究」の結果、AIは独自の発明者にはなれないが、人間の助けを受けるなら事案によって共同発明者の役割は可能だという意見が提示された。

## ● 韓国内製薬、ベムリディ特許紛争1審勝訴に3年かかった理由

22日付デイリーファームによると、21日、製薬業界によると特許審判院は、韓国の東亜エスティ・大熊製薬・鍾根党がギリアド・サイエンシズを相手にB型肝炎治療剤「ベムリディ（成分：テノホビル）」のベムリディ塩特許に対して提起した消極的権利範囲確認審判において、最近「請求成立」（権利範囲に属さない）の審決を下した。同特許は2032年8月に満了する。1審で勝利した製薬会社は、ベムリディの再審査（PMS）期間が満了する今年9月以降にジェネリックを発売する資格を得た。

ジェネリック社の勝利と同じくらい関心を集めるのは、審判までにかかった期間だ。東亜エスティ等は2018年12月に審判を請求した。審決が出るまで3年以上の時間がかかったわけだ。通常、特許紛争の1審の場合、審判請求から結果が出るまでの期間は1年前後で終わる。「塩特許」や「製剤特許」のように比較的攻略が容易な審判は、期間がさらに短い方だ。しかも、ジェネリック社は審判を請求する際に「優先審判」を同時に申請するため、今回審決までに3年もかかったという点に対して、異例のことだという評価が出ている。

韓国製薬業界では、ベムリディのPMS満了期間が紛争の長期化に決定的な影響を及ぼしたという説明を出している。ベムリディのPMSは、今年9月12日で期限切れとなる。ジェネリック会社が審判を請求した2018年12月の時点では、ベムリディのPMS満了日が3年9ヵ月あまり残っていた。しかし、当時特許審判院は直ちに同事件に触れなかった。これは、特許審判院の優先審判関連の規定のためだ。特許

審判院の行政規則第31条では、請求人が優先審判を申請した事件は、他の事件よりも先に審判するよう規定している。

ただ、ここには、但書条項がある。この規定では、「再審査期間の満了日が優先審判申請日から1年後である医薬品に係る特許権に対する審判事件は除く」と明示している。ジェネリック社が2018年に特許審判を請求した当時には、ベムリディのPMSが1年内に満了しないため優先審判から排除され、PMS満了日が1年内に迫った最近になって本格的な審理が進められたわけだ。

製薬業界の関係者は、「許可特許連携制度が施行され、優先販売品目許可を受けておくためのジェネリック社の特許審判請求が相次いでおり、特許審判院が優先順位をつけるためにこうした規定を設けたと聞いている」と説明した。

同委員長は、「この規定に基づき、審判請求後しばらく審理が行われていなかったが、最近になって特許審判院が事件を調べ始めた」とし、「まだ結論が出ていない残りのベムリディ塩特許関連の審判も近いうちに出るものと予想される」と述べた。

ベムリディは、ギリアドのもう一つのB型肝炎治療剤「ビリアード」の後続薬物だ。主成分はテノホビルと同じだが、ギリアドがこの薬物をプロドラッグ（pro-drug）の形で新たに開発した。これにより、薬剤耐性と腎臓毒性の副作用などが改善された。

ベムリディは、B型肝炎治療剤市場における従来のビリアードに早いテンポで取って代わっている。医薬品の市場調査機関であるアイキューヴィアによると、ベムリディの売上げは、発売初年度である2017年の5億ウォンから、昨年は280億ウォンへと4年間で急増した。同期間、ビリアードの売上は、1,293億ウォンから631億ウォンへと半分近く減少した。

#### 《訴訟関係》

▲韓国公正取引委員会は、LSエムトロンとクーパースタANDARDオートモーティブ&インダストリアル（以下、クーパースタANDARD）に対して、下請け業者の技術資料を流用して特許まで出願したとして、それぞれ是正命令と課徴金13億8,600万ウォンを課すことを決定したと3日明らかにした。（4日 ニシ）

▲サムスン電子が米国マイクロソフト（MS）に特許権使用料を支払ったにもかかわらず、国内税務当局から113億ウォンの法人税が課されたことに対して提起した訴訟において、韓国大法院の判断が出た。韓国大法院は、外国法人が国内に登録していない特許権に対して受けた使用料には税金を課すことができないと判断した。（22日 朝ビ）

▲21日、製薬業界によると、特許審判院は韓国の東亜エスティ・大熊製薬・鍾根党がギリアド・サイエンズを相手にB型肝炎治療剤「ベムリディ（成分：テノホビル）」のベムリディ塩特許に対して提起した消極的権利範囲確認審判において、最近「請求成立」（権利範囲に属さない）の審決を下した。（22日 デイ）

▲29日、業界によると、サムスン電子とスイス企業「スクウィンSA」との間の特許紛争において、ロシア特許審判院は最近、スイス企業「スクウィンSA」が発明した電子決済システムに対する特許無効審判において特許無効と判断した。（30日 毎経）

▲LG電子が、カナダの光学技術専門メーカー「イマービジョン（Immervision）」とカメラ特許侵害訴訟を繰り広げる中で、特許解釈をめぐるイマービジョンに有利な判決が出た。米国デラウェア地区連邦地方裁判所は28日（現地時間）、特許解釈に対してイマービジョンの異議申立を支持すると判決した。（31日 グル）

## 《立 法》

▲28日、韓国特許庁によると、技術盗用のような営業機密侵害犯罪、特許及びデザイン保護関連の空白を埋め、専門捜査力を強化するために、韓国特許庁が特別司法警察の捜査権を拡大する。(29日 ソ経)

## 《行 政》

▲韓国特許庁は、中小ベンチャー企業部と共に、優秀な知的財産(IP)を保有しているながらも失敗した企業家を対象に、「知的財産再創業協業事業」に参加する再創業者を募集し、最大で1億1千万ウォンを支援する。(4日 連合)

▲20日、韓国のベンチャー企業協会によると、ベンチャー企業協会が法務部との協約を通じて、韓国特許庁は公益弁理士の特許相談センターを通じて、創業ベンチャー企業を対象に知的財産関連の相談を提供する。(22日 ア経)

▲韓国特許庁は、25日から特許庁審査官を対象に、人工知能(AI)技術が適用された特許検索システムの試験サービスを開通すると24日明らかにした。(24日 聯合)

▲AI(人工知能)に法的な特許権の付与が可能かどうかをめぐる議論が活発な中で、これまでに進められた研究内容がまとめられた。韓国特許庁は、「人工知能(AI)が発明者になれるか」をテーマに、その間に国内外の主要専門家たちと議論及び研究してきた内容を集大成した「人工知能(AI)と知的財産白書」を23日に発刊し、ホームページに公開した。(24日 ニ1)

▲韓国特許庁が、23日に発表した報告書「人工知能(AI)と知的財産白書」によると、AIの発明は、AI技術そのものに対する発明である「AIコア発明」、AIを問題解決の手段として利用した「AI応用発明」、AIが発明過程に積極的に介入したり、独自に遂行した「AIによる発明」などに分類される。コア・応用発明は特許法で保護できるが、AIによる発明は現在議論の余地がある。(27日 アイ)

## 《その他》

▲9日、金融監督院に公示されたサムスン電子の2021年の事業報告書によると、サムスン電子は昨年、韓国と米国でそれぞれ8,437件と8,565件の特許を登録した。(10日 イト)

▲韓国の気候変動対応技術の確保水準が日本の3分の1程度に過ぎないことが分かった。全国経済人連合会(全経連)は17日、「気候変化緩和技術特許の現況および示唆点」と題した報告書を通じてこのように明らかにした。韓国は、気候変動緩和の先導国である米国、日本、ドイツと比較すると、技術特許が不足している状況だ。(17日 聯合)

▲27日、韓国経済研究院は、「技術取引活性化を通じた国内供給網強化方案」と題した報告書を通じて、優秀特許と技術取引が不足している国内企業が、グローバル供給網の再編対応及び市場競争力の確保のために、国内技術取引の活性化を通じた国内供給網を強化しなければならないと明らかにした。(18日 ニシ)

▲28日、業界によると、LG電子が知的財産権事業に参入することにした中で、昨年撤退したスマートフォン事業で確保した特許を大いに活用するものと見られる。関連特許の維持・管理だけに莫大な財源を投入しなければならなかったが、これを逆に収益化につなげるという見通しだ。(29日 ニピ)

▲昨年、韓国の知的財産権貿易収支は、3,000万ドル(約365億ウォン)の赤字を記録した。これは、2010年に関連統計が編成された後、年間基準で最小赤字と

なり、産業財産権の貿易収支赤字幅が大きく縮小され、著作権収支の黒字幅が大きく拡大したことによる結果だ。25日、韓国銀行の「2021年知的財産権貿易収支（暫定）」によると、産業財産権（-22億1,000万ドル）は赤字を示した反面、著作権（24億5,000万ドル）は黒字を示した。（29日 ニシ）

※媒体の正式名称（発行社）。

朝ビ：朝鮮ビズ（朝鮮経済i社）、毎経：毎日経済新聞（毎日経済新聞社）、ソ経：ソウル経済新聞（ソウル経済新聞社）、ア経：アジア経済新聞（アジア・メディア・グループ）、聯合：聯合ニュース（聯合ニュース社）、ニ1：ニュース1（ニュース1社）、デイ：デイリーファーム（デイリーファーム社）、グル：ザ・グル（ザ・グル社）、ニシ：ニューシス（ニューシス社）、イト：イートゥデイ（イートゥデイ社）、アイ：アイニュース（アイニュース社）、ニピ：ニュースピム（ニュースピム社）